

小松市再生可能エネルギー設備設置費補助制度について

二酸化炭素の排出の抑制を図ることにより地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギー設備等（太陽光発電・蓄電池・バイオマス設備・断熱窓・V2H）を導入される方を対象に予算の範囲内で補助金の交付を行います。

補助対象設備・補助金額

補助対象設備	補助率 補助限度額	対象要件等	
1 住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム（一体的導入）	一律 10万円	①太陽電池の最大出力が2kW以上のシステム ②電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力需給に関する契約を締結していること ③発電した電力を自己が居住する住宅において使用すること ④配線方法が余剰配線であること（全量配線でないこと） ⑤発電する電力量を測定できること ⑥未使用のものであること ⑦交付対象者が購入するものであること ⑧蓄電システムの要件は2のとおり	
2 住宅用蓄電システム	一律 5万円	①住宅用太陽光発電システム等の設備と常時接続し、その設備が発電する電力を充放電できるもの ②蓄電池部及び電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているもの ③蓄電容量が2kWh以上のもので、定置用のものであること ④未使用のものであること ⑤交付対象者が購入するものであること	
3 バイオマス設備（※）	薪ストーブ （本体購入金額（税抜）50万円未満の場合） 1/2	①排気筒に接続して使用するものであること ②安定した燃焼を確保するため、燃料の定期的な供給ができる構造であること ③未使用のものであること ④交付対象者が購入するものであること	⑤木及び粉碎した木くずを燃料として使用するものであること
	木質ペレットストーブ 10万円		⑤木質ペレットを燃料として使用するものであること
	木質バイオマスボイラ （本体購入金額（税抜）50万円以上の場合） 1/5 30万円		⑤薪、粉碎した木くず、木質ペレット等を燃料として使用するものであること
4 住宅用断熱窓	設置や工事に係る費用の1/4 5万円	①内窓設置、外窓交換又はガラス交換で行うこと ②熱貫流率が2.33W/m ² ・K以下の製品であること ③主たる居室（日常生活上在室時間が長い居室等）の全ての窓に設置すること ※吹き抜けの窓、天窗等の採光を主目的とした窓、換気を目的としたジャロジー窓等を除く ③と同時の場合に限り、その他の窓若しくはその他の部屋の窓も補助対象とする	
5 住宅用V2H充放電設備	一律 10万円	①電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる機器であること。 ②国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車復興センターにより登録されているものであること。	

（※）設置するバイオマス設備については、適正に使用し、その使用による煙の発生について近隣住民等に迷惑とならないよう留意するとともに、火災予防上の安全を確保してください。なお、本体購入費には排気筒（煙突）は含まれません。

補助対象者等

全設備共通

①市税を滞納していない方

※国、県等の他の補助金と併用して交付を受けることができます。

1 住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム（一体的導入）

次の②または③のいずれか該当する方

②現に自ら居住する市内の住宅（併用住宅含む）に対象設備を設置する方

③対象設備が設置された市内の住宅（併用住宅含む）を新築または購入し、居住する方

※設置者が法人の場合は、補助の対象となりません。

※補助金の交付は、1住宅につき1回限りです。

※併用住宅は、住宅部分の面積が非住宅部分の面積以上のものに限りです。

2 住宅用蓄電システム

②現に自ら居住する市内の住宅（併用住宅含む）に対象設備を設置する方

※設置者が法人の場合は、補助の対象となりません。

※補助金の交付は、1住宅につき1回限りです。

※併用住宅は、住宅部分の面積が非住宅部分の面積以上のものに限りです。

3 バイオマス設備（薪ストーブ・ペレットストーブ・バイオマスボイラ）

次の②～④のいずれかに該当する方

②現に自ら居住する市内の住宅に対象設備を設置する方

③対象設備が設置された市内の住宅を新築または購入し、居住する方

④市内に事務所、店舗、作業場を所有または新設し、対象設備を設置する法人、団体、個人の方

※補助金の交付は、1建物につきバイオマス設備1基かつ1回限りです。

4 住宅用断熱窓

②現に自ら居住する市内の住宅（併用住宅含む）に対象設備を設置する方

※新築、購入の場合は、補助の対象となりません。

※設置者が法人の場合は、補助の対象となりません。

※補助金の交付は、1住宅につき1回限りです。

※併用住宅は、住宅部分に設置のものに限りです。

5 住宅用V2H充放電設備

次の②または③のいずれか該当する方

②現に自ら居住する市内の住宅（併用住宅含む）に対象設備を設置する方

③対象設備が設置された市内の住宅（併用住宅含む）を新築または購入し、居住する方

※設置者が法人の場合は、補助の対象となりません。

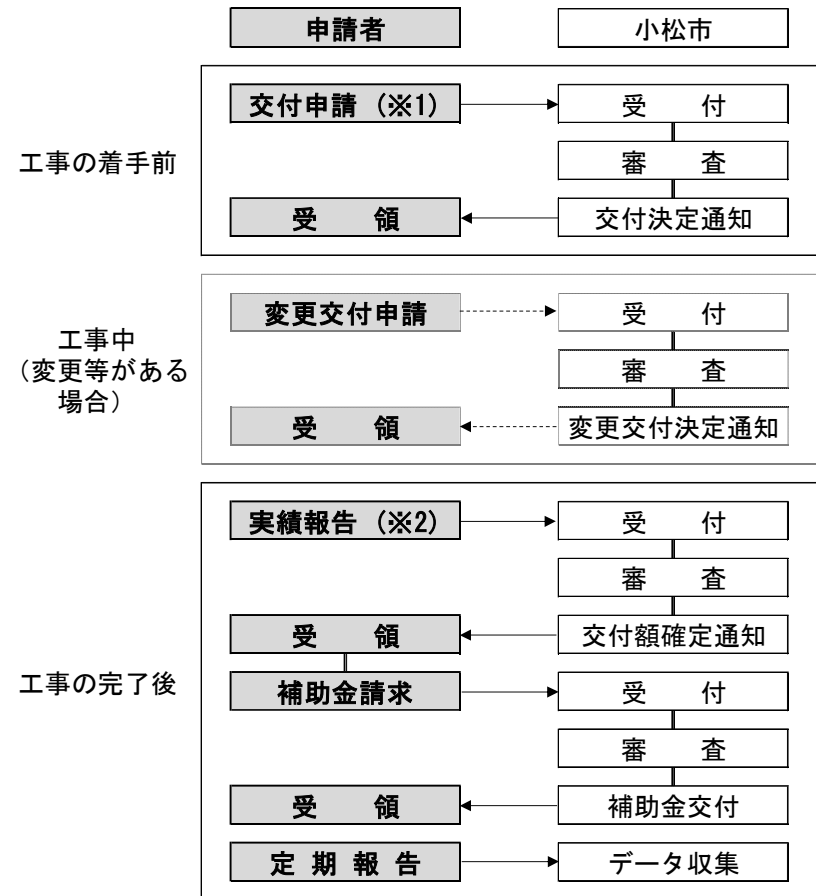
※補助金の交付は、1住宅につき1回限りです。

※併用住宅は、住宅部分の面積が非住宅部分の面積以上のものに限りです。

必要書類

工事の着手前	【全設備共有】 ①補助金交付申請書 ②各補助対象設備の概要 ③設備の設置に要する経費の見積書及びその明細の写し ④設備を設置する住宅の位置図	【太陽光発電システム】 ①設備を設置する住宅の現況写真（新築の場合は予定地） ②太陽電池モジュールの面積等が分かる図面 ③（併用住宅の場合）住宅部分の面積と非住宅部分の面積等が分かる図面 【蓄電システム】 ①設備の仕様が分かる書類（カタログなど） ②（蓄電システムのみで申請される場合）設備を設置する住宅の現況写真（全体、既存の太陽電池モジュールの設置状況が分かる写真） 【バイオマス設備】 ①設置予定箇所が分かる建物平面図 ②設備の仕様が分かる書類（カタログなど）	【断熱窓】 ①設備を設置する住宅全体の平面図（設置位置及び数量が分かるもの） ※平面図に概要（別紙4）の施行番号を記載すること ②設置前の状況が確認できる写真（設置する全ての窓） ※平面図と同じ番号を記載すること ※室内側から外が映るように窓全体を撮影すること ③設備の仕様が分かる書類（カタログなど） 【V2H】 ①設備を設置する住宅の現況写真（全体、設置する場所） ※新築の場合は予定地 ②設備の仕様が分かる書類（カタログなど）
	工事中（変更等がある場合）	【全設備共有】 ①補助金変更交付申請書 ②各補助対象設備の概要（変更） ③その他工事着手前に提出した書類のうち変更等がある書類	
工事の完了後	【全設備共有】 ①補助金実績報告書 ②設備の設置に要する経費の領収証書及びその明細の写し ③補助金請求書	【太陽光発電システム】 ①補助対象設備の概要（実績報告） ②設備の設置に係る工事請負契約書（購入の場合は売買契約書）の写し ③新品であることを証明できるものの写し（保証書、出力対比表、出荷証明書など） ④電力会社発行書類の写し（(1)系統連系に係る契約のご案内、(2)技術要件確認書及び(3)受給開始のお知らせ） ⑤設置状況が確認できる写真（(1)太陽電池モジュールを含む家屋全体、(2)太陽電池モジュール、(3)パワーコンディショナ、(4)発電量等が表示されているモニター（スマートフォンなど）） 【蓄電システム】 ①補助対象設備の概要（実績報告） ②設備の設置に係る工事請負契約書（購入の場合は売買契約書）の写し ③新品であることを証明できるものの写し（保証書） ④設置状況が確認できる写真	【バイオマス設備】 ①設置状況が確認できる写真（建物内部及び外部（排気筒の設置状況が分かるもの）） 【断熱窓】 ①補助対象設備の概要（実績報告） ②新品であることを証明できるものの写し（出荷証明書など） ③設置状況が確認できる写真（設置した全ての窓） ※実績報告概要（別紙4）の施行番号及び申請時の平面図と同じ番号を記載すること ※室内側から外が映るように窓全体を撮影すること 【V2H】 ①補助対象設備の概要（実績報告） ②設備の設置に係る工事請負契約書（購入の場合は売買契約書）の写し ③新品であることを証明できるものの写し（保証書、出荷証明書など） ④設置状況が確認できる写真

補助金交付手続きの流れ



(※1) 設備設置工事の2週間前までに、補助金交付申請書と添付書類をご提出ください。設備が設置された住宅等を購入される場合は、購入契約日から1ヶ月以内にご提出をお願いします。

(※2) 工事が完了しましたら、設置から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出ください。

お申し込み・お問い合わせ

小松市経済環境部環境推進課 〒923-8650 小松市小馬出町91番地

電話(0761)24-8067 F A X (0761)23-6404 E-mail eco@city.komatsu.lg.jp